

北海道患者搬送固定翼機運航事業実施要綱

1 目的

面積が広大で、かつ医療資源の偏在が著しい本道において、地域の医療機関では提供できない高度・専門的医療を必要とする患者を固定翼機を活用し、医師による継続した医学的管理の下、高度・専門医療機関へ搬送する事業のほか、高度・専門医療機関で治療を受けた小児患者のうち、継続した医学的管理が必要であり、固定翼機以外の代替搬送が難しい小児患者を対象とした地域の医療機関へのバックトランスファー（戻り搬送）を実施する事業を行い、地域医療提供体制の確保を推進する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、北海道（以下「道」という。）とする。

ただし、道は事業の一部又は全部を適切に運営できると認められる者に委託して実施できるものとする。

3 事業内容等

各号に定める事業を行うこととし、詳細については「北海道患者搬送固定翼機運航要領」（以下「運航要領」という。）による。

(1) 北海道患者搬送固定翼機運航事業

地域の医療機関では提供できない高度・専門的医療を必要とする患者を固定翼機を活用し、医師による継続した医学的管理の下、治療可能な高度・専門医療機関へ計画的に搬送する事業を行う。

(2) 北海道小児患者バックトランスファー固定翼機運航事業

高度・専門医療機関で治療を受けた小児患者のうち、継続した医学的管理が必要であり、代替搬送が難しい小児患者を対象に、地域（道内）の医療機関へ固定翼機によるバックトランスファーを実施する事業を行う。

(3) 運航調整委員会の設置

固定翼機による患者搬送事業に関し、その結果の分析・事後検証等を行い、より安全・効果的で円滑な運航や連携体制のあり方などを検討するため医療機関、消防機関等で構成する運航調整委員会を設置する。

4 個人情報の保護

本事業に係る個人情報の取り扱いについては、関係法令に基づき適切に管理するとともに、本事業に携わる者（本事業から離れた者を含む。）は、本事業により知り得た情報等の秘密を漏らしてはならない。

5 その他

この要綱及び運航要領に定めのない事項で本事業の実施に必要な場合は、別に要領を定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年5月31日から施行する。

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。